

日本工業炉協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和6年12月23日

一般社団法人日本工業炉協会

1. 令和6年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・調査期間：令和6年10月1日～11月29日
- ・調査企業：（団体名）の会員企業 113社を対象
- ・回答企業：24社
- ・回答率：21.2%

1. 令和6年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓ 「価格決定方法の適正化」については、変動コストに応じて概ね反映されていて、価格転嫁の協議も概ね適切に実施されている。
- ✓ 「原価低減要請の改善」について、概ね適切な状態であるといえるが、一部不合理とも思われる状況も存在する（発注側の取引継続検討のための原価低減要請など）
- ✓ 「支払い条件」については、全て現金とした企業は受注側 57%，発注側 50% で最も多い。約束手形による取引も存在するが、利用廃止にむけた政府の取組みについては殆どの企業が認知。
- ✓ 「知的財産に関する適正な取引」については、受注側において知財権保護の方策が概ね講じられている。
- ✓ 「働き方改革」については、受注発注とも 3割程度「配慮されていない」「配慮していない」とした。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

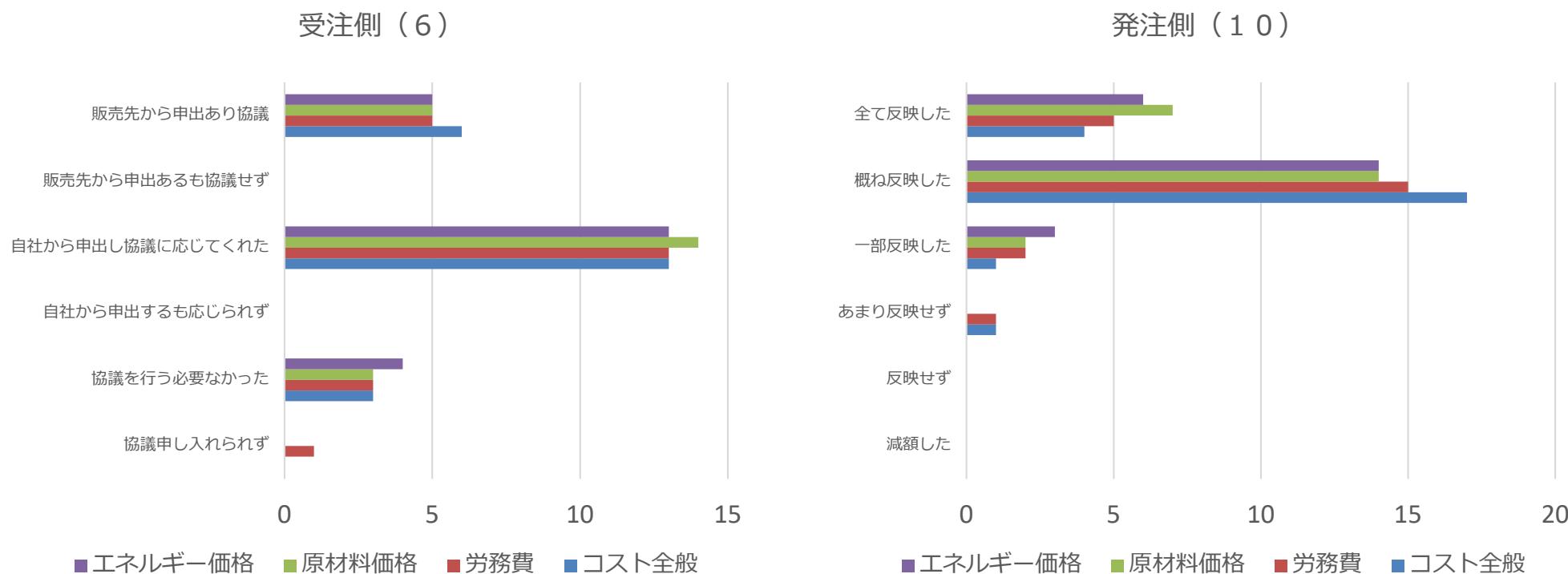
重点課題に対する取組①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

- ・労務費の転嫁・価格転嫁については変動コストに応じて概ね反映されている。
- ・価格転嫁の協議については適切に実施も他のカテゴリと同様に価格に反映されている。

【設問と回答】

設問. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映をお答えください。



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・合理的な価格決定に関する自主行動計画の周知に取組む。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

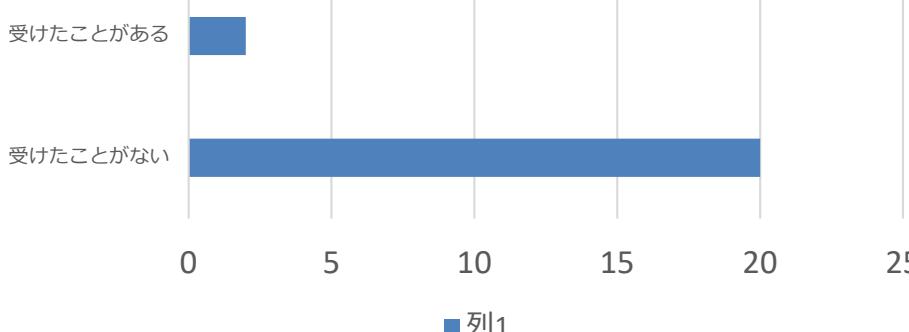
【分析結果・今後の課題】

- ・原価低減要請については発注側において要請したしていないは半々程度の割合である。
- ・発注側における原価低減要請の理由は、「競争環境上できるだけ行っている」が最も多く、「発注先が対応できずとも取引は継続」がそれに続く。一方「自社の数値目標達成のため」や「取引の継続を検討する上で重視」とする理由も複数存在した。
- ・発注先に対して原価低減要請の際に実施した行為については、「発注先と十分な協議を行なった」と同時に業務効率化に関する提案、別の形での適正なコスト負担（発注増など）、書面による合理的な説明などが行われているとされ、双方のコミュニケーションが適切に行われている実態を現わしているものと推測される。
- ・受注側において不合理な原価低減要請を受けたことがあると答えた数は全体の10分の1以下であった。

【設問と回答】

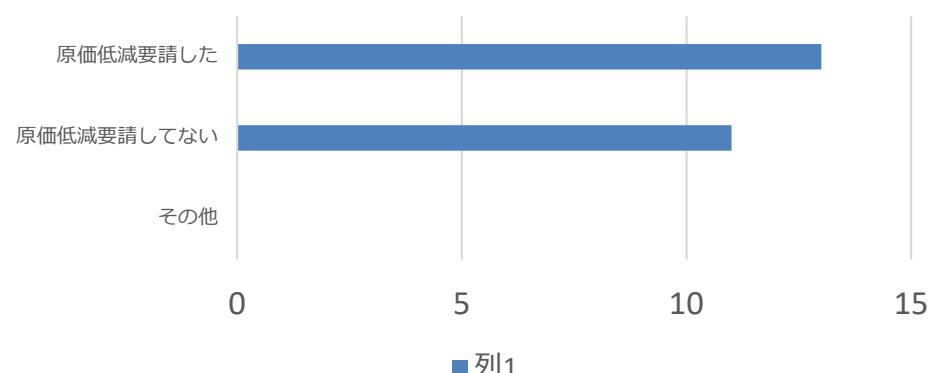
設問（受注）．直近1年間で、販売先から不合理な原価低減要請*や利益提供要請を受けたことがありますか。

受注側（15）



設問（発注）．直近1年間で、仕入先（発注先）に対して原価低減要請を行いましたか。

発注側（14）



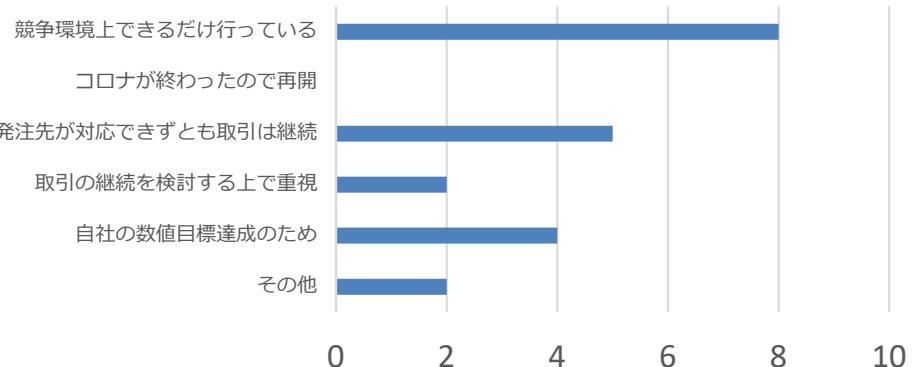
2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【設問と回答】

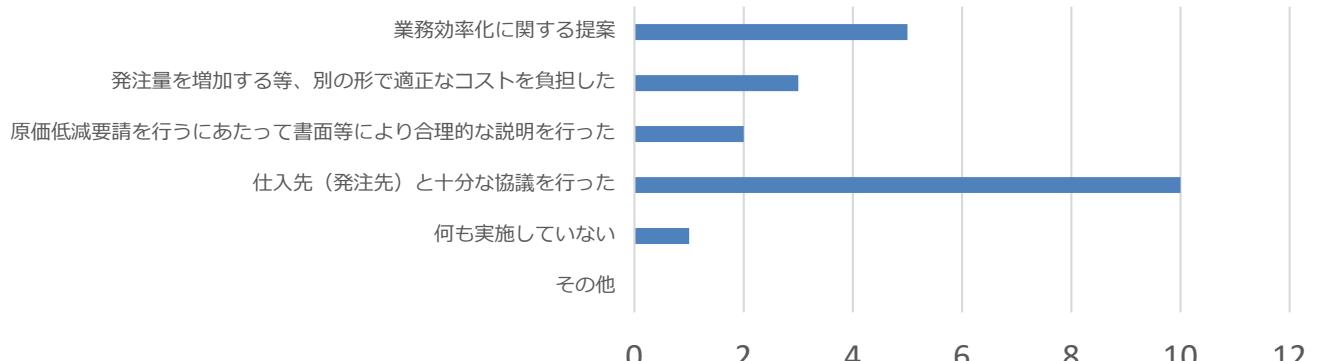
設問（発注）．原価低減要請を行う場合の、貴社の考え方（姿勢）をお答えください。（発注側（14）でYes）

発注側（15）



設問（発注）．直近1年間で、仕入先（発注先）に対して原価低減要請を実施するにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてお答えください。（発注側（14）でYes）

発注側（16）



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・原価低減要請に関する自主行動計画の周知に取組む。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

【分析結果・今後の課題】

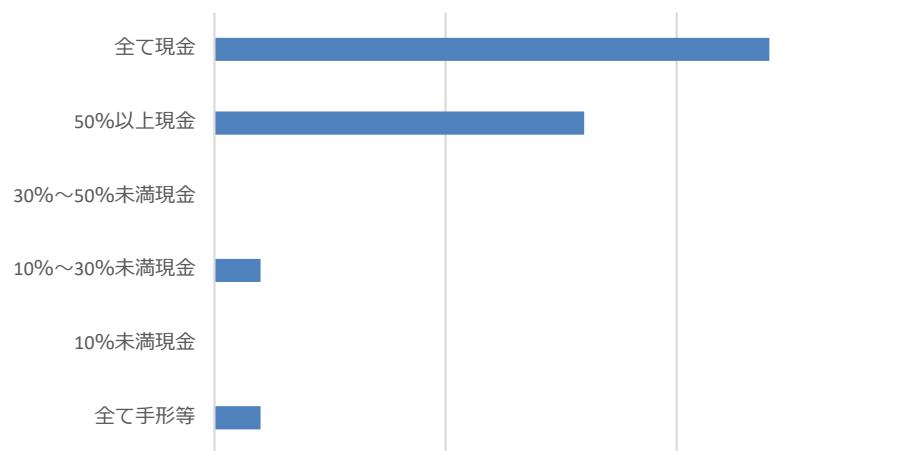
- 支払の形態は、受注側及び発注側ともに全て現金が最も多い（受注側57%，発注側50%）。
- 現金以外の支払いの形態は、受注側及び発注側ともに電子債権が最も多いと答えた企業が最も多く、次いでともに約束手形と答えた企業が多い。
- 手形等のサイトについては、受注側及び発注側ともに120日以内と答えた企業が最多。
- 受注側及び発注側ともにほとんどの企業が約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定されている事を知っている。

【設問と回答】

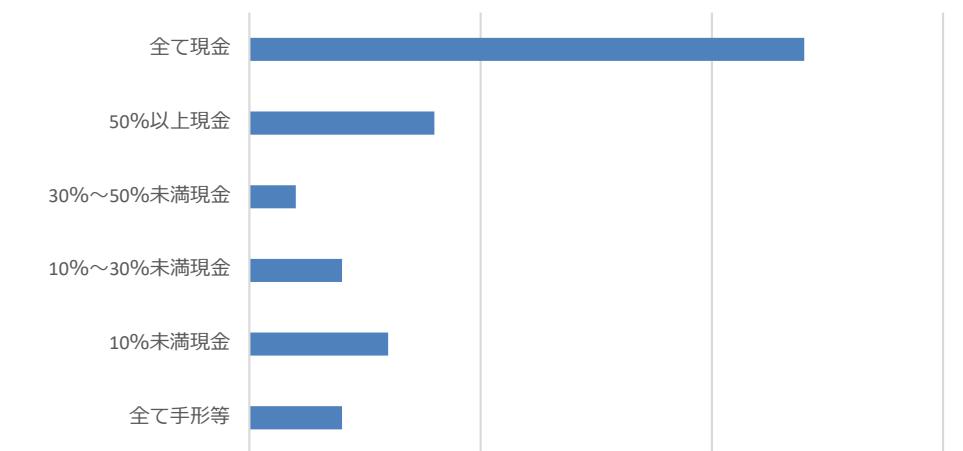
設問（受注）．取引代金を手形等で受け取っている場合*、その割合はどれくらいですか。

設問（発注）．直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引*について、現金払いの割合をお答えください。

受注側（20）



発注側（22）



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

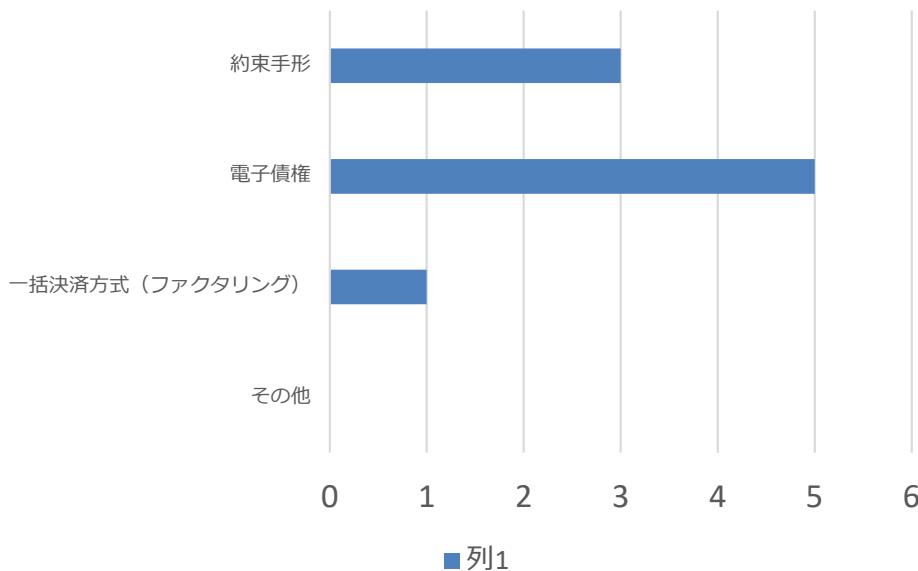
重点課題に対する取組③支払条件

【設問と回答】

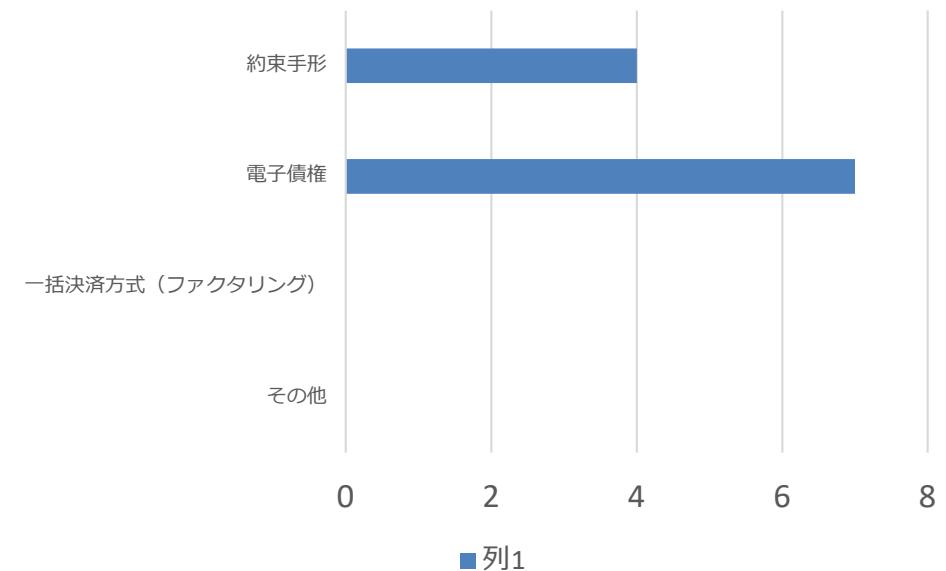
設問（受注）．現金以外の支払い手段で最も多い支払い手段をお答えください。

設問（発注）．現金以外の支払い手段で最も多い支払い手段をお答えください。

受注側（22）



発注側（23）



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

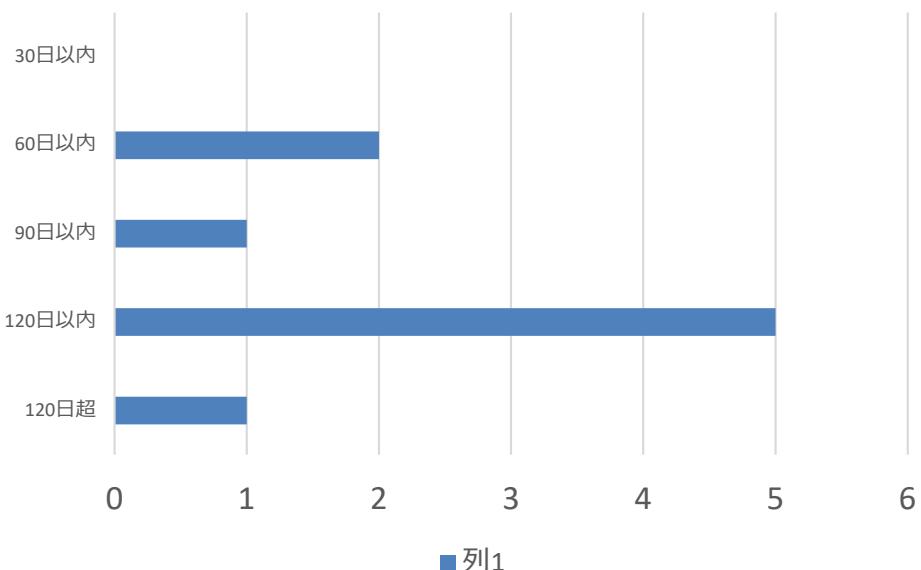
重点課題に対する取組③支払条件

【設問と回答】

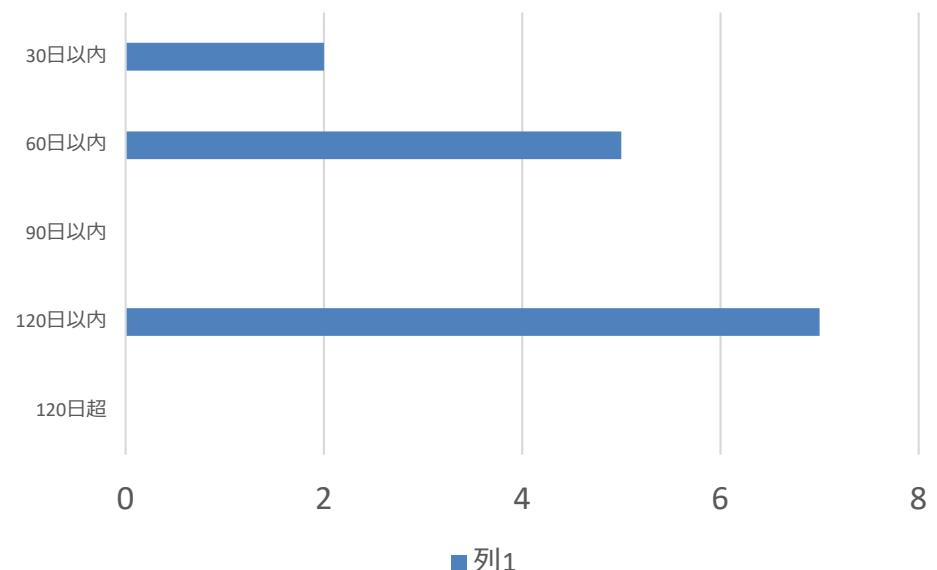
設問（受注）．取引代金を手形等で受け取っている場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。

設問（発注）．直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引*について、現金払いの割合をお答えください。

受注側（22）



発注側（24）



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

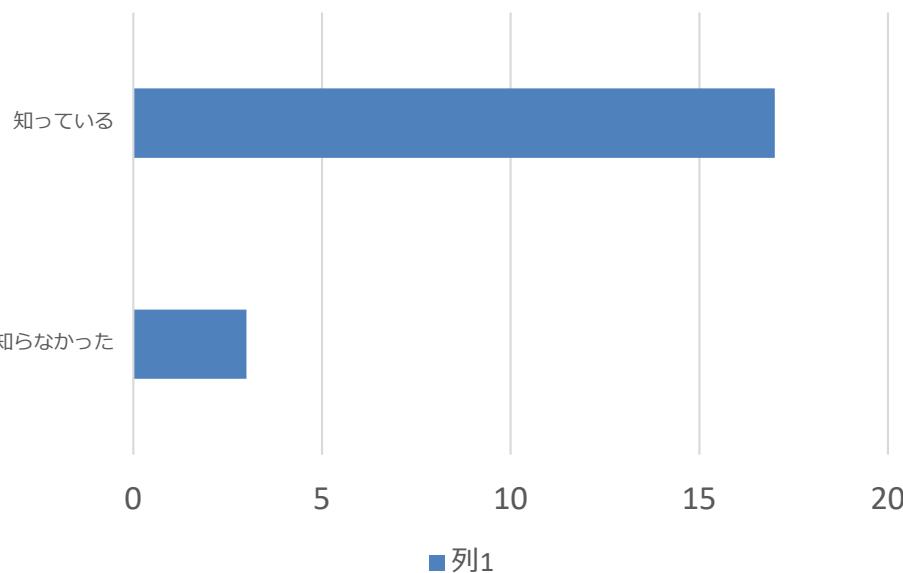
重点課題に対する取組③支払条件

【設問と回答】

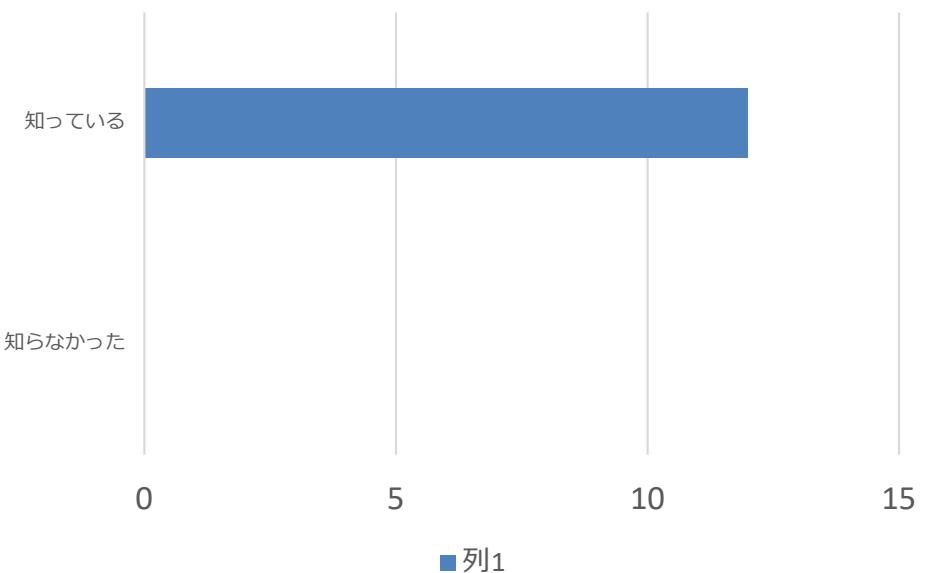
設問（受注）．貴社は2026年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨*が閣議決定されている事を御存知ですか。

設問（発注）．貴社は2026年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨*が閣議決定されている事を御存知ですか。

受注側（27）



受注側（27）



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・手形等の支払いサイトで60日以内を徹底させるための取組については、会員企業への周知活動等を通じて行う。
- ・約束手形の取扱いがある場合、2026年までの利用廃止に向けた取組については、該当する殆どの企業が2026年までの利用廃止の方針について認知している。今後廃止の方向に向け会員企業への周知活動等に取組む。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組⑤知財取引、⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ・知財取引については、発注側において知的財産等を扱う取引が存在するようであるが、受注側において知的財産権等を保護するための方策を講じておらず、概説的には不均衡な状況とはなっていないものと考えられる。
- ・働き方改革については、受注側、発注側ともに働き方に「配慮されている、又はしている。」と答えた企業は全体の7割程度を占めるが、3割程度は「配慮されていない、又はしていない」とした。

【課題を踏まえた今後のアクション】

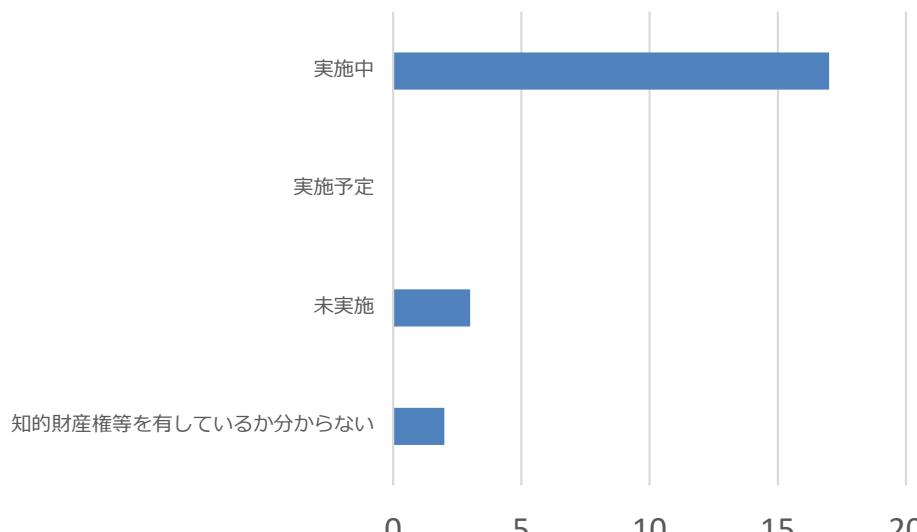
- ・知財取引および働き方改革については、概ね不適切な状況とはなっていないといえる。今後、知的財産権や働き方改革に関する周知活動等を通じてさらなる状況改善に努める。

【設問と回答】

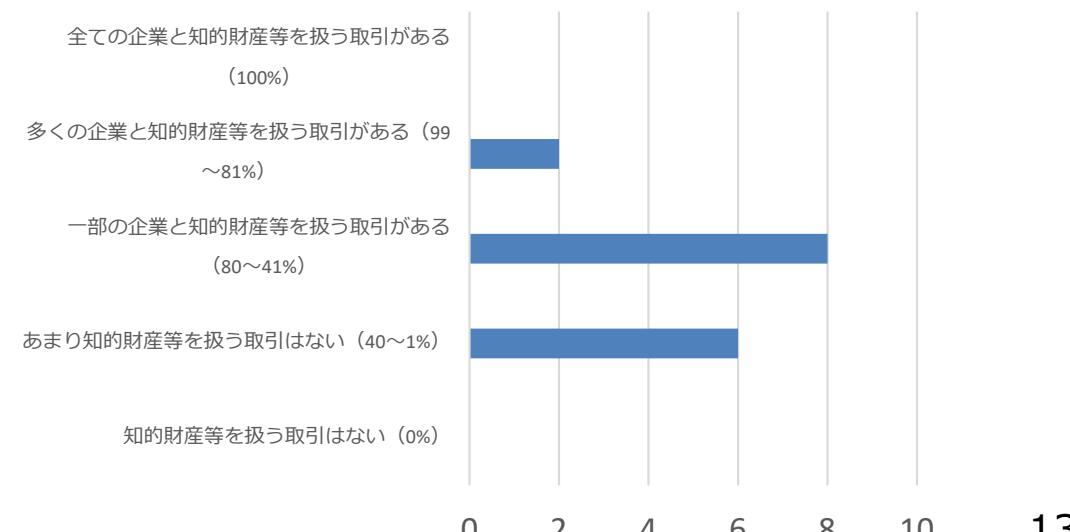
設問（受注）．貴社の保有する知的財産権等*を保護するための対応を行っていますか。

設問（発注）．貴社の取引先企業のうち、何割程度の企業と知的財産等*を扱う取引があるかお答えください。

受注側（29）



発注側（30）



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

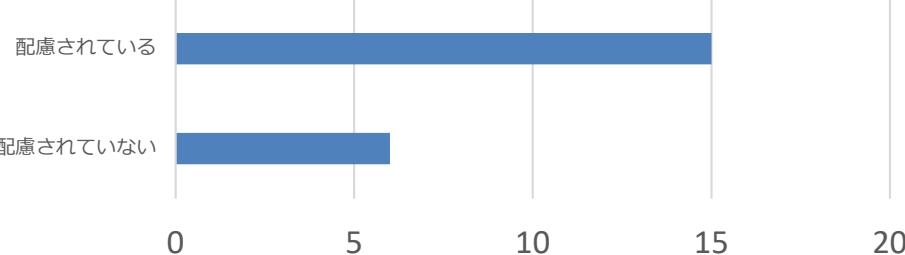
重点課題に対する取組⑤知財取引、⑥働き方改革

【設問と回答】

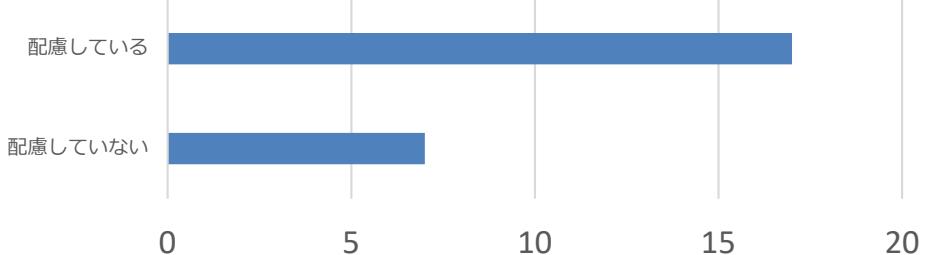
設問（受注）：販売先は発注を行う際、貴社の働き方に配慮した発注を行っているかお答えください。

設問（発注）：貴社が仕入先（発注先）に発注を行う際、仕入先（発注先）の働き方に配慮した発注を行っているかお答えください。

受注側（34）



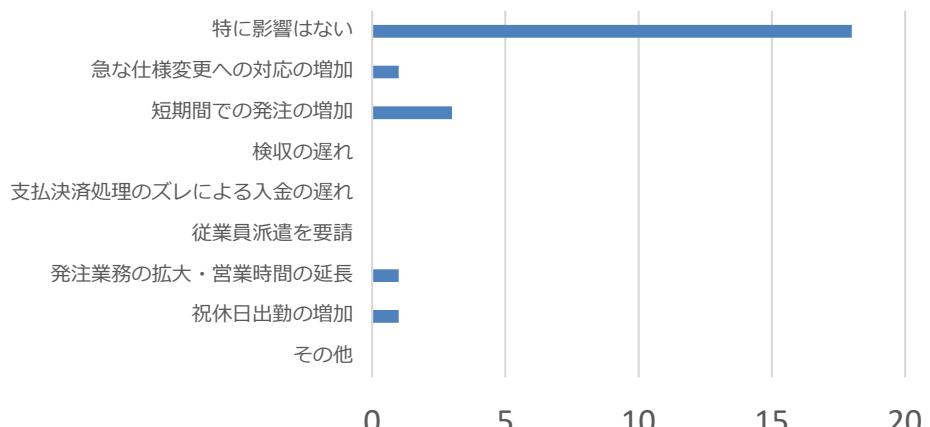
発注側（34）



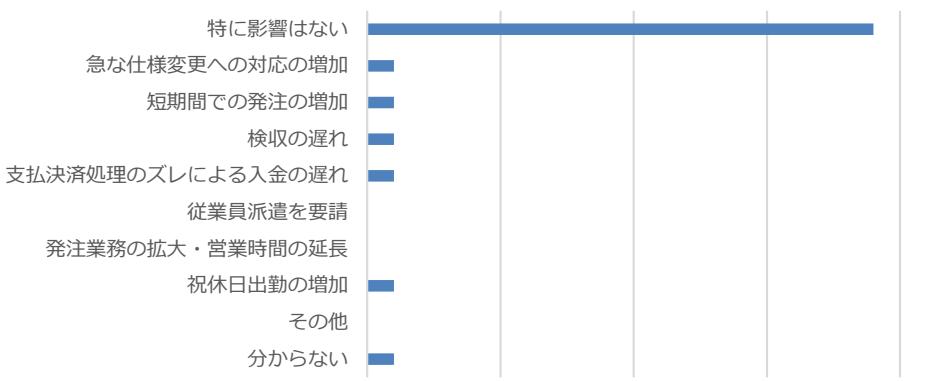
設問（受注）：販売先が実施した働き方改革に関する対応*の結果、受けた影響についてあてはまるものを選んでください。

設問（発注）：貴社が行った働き方改革に関する対応*の結果、仕入先（発注先）に対し影響が生じる可能性がある項目についてお答えください。

受注側（35）



発注側（35）



3．取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・会員の意見交換会等を開催し、課題共有と取引適正化に向けた普及活動の方法を検討する。
- ・当工業会は専らプラント設備等を製造する企業により構成される業界である。商品そのものがいわゆるサプライチェーンに組み込まれたものではないケースも多い。発注側受注側において上記の取組みを通じて業界の取引適正化に向けて取組む。